

令和4年度デジタルメディアリテラシー事業について

令和5年5月／人権・同和対策課

- デジタル社会が進展する中、フェイクニュースやモラルに反した情報に触れる機会や、自分自身または他人への誹謗中傷や差別的な投稿に直面する機会が一層増加してくる。
- 県民が誤った情報に惑わされたり、心無い誹謗中傷や差別的な投稿の被害者や加害者にならないよう、「デジタルメディアリテラシー」を高めていくための普及啓発サイト「デジタルメディアリテラシーの夜明け」を公開した。（公開日：令和5年2月28日）
- 同サイトは、①インターネットを公共空間ととらえ、②いったん立ち止まって考え、③人権への配慮が足りない情報発信は人権侵害を引き起こす可能性のあること、④デジタルメディア情報を正しく見極め行動する能力を高め、誹謗中傷の加害者などにならないよう啓発を行っていくもの。

■特徴

- (1)クイズ形式によるセルフチェック
- (2)トラブル事例のマンガや標語等によるわかりやすい解説
- (3)デジタルメディアリテラシーの考え方等について紹介
⇒同サイトの PR パンフレットを作成し広く周知を図っていくこととしており、人権に関する学習会や研修会の教材等での活用につなげていきたい。

1 事業の目的

近年、インターネットに手軽にアクセスできるスマートフォンやタブレット端末、SNS等のコミュニケーションツールを含めたデジタルツールの利用者が急速に増加しており、誰でも簡単に不特定多数に情報を発信したり、発信された情報を入手することが可能な便利な時代となったが、一方でフェイクニュースやモラルに反した情報、誹謗中傷や差別的な投稿がインターネット上にあふれ、大きな社会問題にもなっている。

県民が誤った情報に惑わされたり、心無い誹謗中傷や差別的な投稿の被害者や加害者にならないよう、デジタルメディア情報を正しく見極め、正しく行動する能力、「デジタルメディアリテラシー」を高めていくための普及啓発を実施する。

※リテラシー：知識・教養・能力を適正に使い、得られる情報を有効に利活用する能力

2 事業の内容

(1)啓発の重点内容

- ・フェイクニュース等の誤った情報に惑わされたりしないようデジタルメディアを正しく読み取り行動すること。
- ・デジタルメディアによる誹謗中傷や差別的投稿の加害者、被害者にならないよう正しい知識を身に付けて行動すること。

(2)対象

IT に詳しい専門的なヘビーユーザーは除き、スマホ初心者を含めた一般的なユーザー（成人年齢の引き下げを考慮し、18歳以上の男女（小・中・高校生及びその保護者を除く）を想定）

(3)啓発方法

- ① 特設サイトによる啓発
 - (1)に基づき、クイズやマンガを用いるなど、関心や気づきを持ってもらえるようなコンテンツとした。また、YouTube や Instagram を活用し、SNS 利用者がサイトへ訪れてもらえるように周知を図る。
 - ※啓発サイトの URL：<https://tottoridml.jp/>
- ② 冊子、チラシ等による啓発
 - ①の特設サイトの内容をもとに冊子を作成し、これからインターネットに触れる方々へも知ってもらう。

(参考)啓発内容の検討

差別事象検討小委員会や、鳥取県デジタル・シティズンシップエドゥケーターの今度珠美氏と内容について検討を行った。